

# 東京都立東大和高等学校 学校運営連絡協議会設置要綱

## 第1 名 称

この会の名称を「東京都立東大和高等学校学校運営連絡協議会」（以下、「学校運営連絡協議会」という。）とする。

## 第2 目 的

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

## 第3 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

## 第4 組 織

学校運営連絡協議会の構成は、校長の他、以下のとおりとする。

協議委員は校長が推薦し、都教委が委嘱する保護者代表2名、同窓会代表1名、近隣中学校長1名、警察署1名、その他の有識者2名とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路主任の中から校長が指名する7名とする。

2 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

学校評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

## 第5 任 期

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会の開催日から当該年度3月31日までとする。

## 第6 役 員

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

2 会長は校長とする。

3 副会長、学校評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

## 第7 会の開催回数、開催時期

学校運営連絡協議会は、6月、11月、1月の3回開催する。

## 第8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開する。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

## 第9 事務局

都立東大和高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、主幹教諭をもってあてる。

## 第10 その他

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

平成15年4月1日一部改定。（組織）

平成18年4月1日一部改定。（組織）

平成21年4月1日一部改定。（組織）

平成22年4月1日一部改定。（組織）

平成23年4月1日一部改定。（組織）